

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、私有地の下記の土地を、道路状整備用地として、その機能を廃止するまで、無償で使用されることを承諾します。また、次の誓約事項について遵守します。

(土地所有者) 住 所

氏 名

印

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

所 在	地 番	地 目	後退用地等の地積

誓 約 事 項

- 1 条例第20条第1項第2号の規定により、通行の支障となるものを設置いたしません。
- 2 条例第20条第2項の規定により、その整備された状態を維持し、形状を変更いたしません。
また、これに違反した場合には、条例第19条の規定により、工事に要した費用に相当する額（返還請求時点の横浜市の土木工事標準積算基準書に基づいて算出）の返還を請求されることを承諾します。
- 3 上記土地の土地所有権を第三者に譲渡した場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を第三者に継承します。